

參考資料

基幹の社協名	
記入者名	
整理番号	

1. 利用者属性

(1)性別	①男	②女			
(2)年齢	①20歳代 ⑥70歳代	②30歳代 ⑦80歳代	③40歳代 ⑧90歳代以上	④50歳代	⑤60歳代
(3)対象区分別	①認知症高齢者	②知的障害	③精神障害	④その他()	
(4)契約経過期間	①6ヶ月未満	②6ヶ月以上~1年未満	③1年以上~3年未満	④3年以上~5年未満	⑤5年以上
(5)生活保護受給状況	①生保受給有	②生保受給無			
(6)要介護度(65歳以上高齢者の場合)	①非該当 ⑥要介護3	②要支援1 ⑦要介護4	③要支援2 ⑧要介護5	④要介護1 ⑨その他()	⑤要介護2
(7)日常生活自立度判定(65歳以上高齢者の場合)※別添基準を参照して記載	①ランクⅠ ⑥ランクⅢa	②ランクⅡ ⑦ランクⅢb	③ランクⅡa ⑧ランクⅣ	④ランクⅡb ⑨ランクM	⑤ランクⅢ ⑩その他()
(8)判断能力 ※別添基準を参照して記載	①判断能力はほぼ十分である(不安がある)	②判断能力はやや不十分(補助程度)	③判断能力はかなり不十分(保佐程度)	④判断能力はかなり不十分(後見程度)	
(9)生活形態	①一人暮らし ⑤グループホーム等	②夫婦のみ世帯 ⑥施設入所	③家族と同居 ⑦病院入院	④親族と同居 ⑧その他()	
(10)利用サービス	①福祉サービス利用援助	②日常的金銭管理サービス	③書類預かりサービス		

2. 申請状況

(1)本事業に結びついた経路	①本人 ⑥介護支援専門員 ⑪市町村社会福祉協議会	②家族親族 ⑦地域包括支援センター(在宅介護支援センターを含む) ⑫地域活動支援センター等	③隣人・知人 ⑧福祉施設 ⑬その他()	④在宅福祉サービス提供事業者 ⑨行政(福祉事務所等)	⑤民生委員・児童委員 ⑩医療機関
(2)利用相談から契約までの期間	①1ヶ月未満	②1ヶ月以上~3ヶ月未満	③3ヶ月以上~6ヶ月未満	④6ヶ月以上~1年未満	⑤1年以上
(3)初回相談~契約までの訪問回数	回				

3. 支援状況

(1)支援回数(訪問)	①月1回	②月2回	③月3回	④月4回	⑤その他()
(2)支援時間(1回あたり)	①30分~1時間	②1時間~1時間30分	③1時間30分以上		
(3)支援にあたって移動距離(往復)基幹の社協⇨利用者(専門員移動距離)	()キロメートル				
(4)支援にあつた移動距離(往復)市町村社協⇨利用者(生活支援員移動距離)	()キロメートル				

4. 利用前の状況・課題

利用前の状況・課題について(複数回答可)

(1)必要な福祉サービスの利用ができていない。	(2)必要な医療サービスを受けれていない。	(3)公共料金、福祉サービス利用料、医療費等の支払いができていない。	(4)親族・知人等による金銭搾取がある、もしくはその恐れがある。	(5)消費者被害にあつて	(6)浪費がある。
(7)金銭管理ができない。	(8)通帳・印鑑など、日常生活に関わるものの紛失がある。	(9)多額の借金がある。	(10)家族の支援が得られない。	(11)地域で孤立している。	(12)その他()

5. 利用後の状況

4の状況・課題についての状況変化(4のそれぞれの状況・課題の変化に○をしてください。)

4-(1)①状況は悪化	②変化なし	③改善のきざしあり	④やや改善	⑤かなり改善	⑥非該当(問題なし)
4-(2)①状況は悪化	②変化なし	③改善のきざしあり	④やや改善	⑤かなり改善	⑥非該当(問題なし)
4-(3)①状況は悪化	②変化なし	③改善のきざしあり	④やや改善	⑤かなり改善	⑥非該当(問題なし)
4-(4)①状況は悪化	②変化なし	③改善のきざしあり	④やや改善	⑤かなり改善	⑥非該当(問題なし)
4-(5)①状況は悪化	②変化なし	③改善のきざしあり	④やや改善	⑤かなり改善	⑥非該当(問題なし)
4-(6)①状況は悪化	②変化なし	③改善のきざしあり	④やや改善	⑤かなり改善	⑥非該当(問題なし)
4-(7)①状況は悪化	②変化なし	③改善のきざしあり	④やや改善	⑤かなり改善	⑥非該当(問題なし)
4-(8)①状況は悪化	②変化なし	③改善のきざしあり	④やや改善	⑤かなり改善	⑥非該当(問題なし)
4-(9)①状況は悪化	②変化なし	③改善のきざしあり	④やや改善	⑤かなり改善	⑥非該当(問題なし)
4-(10)①状況は悪化	②変化なし	③改善のきざしあり	④やや改善	⑤かなり改善	⑥非該当(問題なし)
4-(11)①状況は悪化	②変化なし	③改善のきざしあり	④やや改善	⑤かなり改善	⑥非該当(問題なし)
4-(12)①状況は悪化	②変化なし	③改善のきざしあり	④やや改善	⑤かなり改善	⑥非該当(問題なし)

6. 本ケースの継続利用について

(1)必要あり	(2)成年後見制度につなぐ必要がある	(3)その他()
---------	--------------------	-----------

7. 本利用者(ケース)の困難さ

①感じていない	②やや感じている	③感じている	④強く感じている
---------	----------	--------	----------

(本利用者の困難さの理由を下記に記載してください。)

8. 支援にあつて留意していること

9. 支援にあたって、課題となること

10. 社会資源や関係機関との連携の状況及び支援にあたって関係機関に要望したいこと。

11. 権利侵害事案の状況について

(1)権利侵害の有無(本事業契約前、契約後含む)

①有 ②無

(2)権利侵害の内容(複数回答可)

①身体的虐待 ②心理的虐待 ③性的虐待 ④経済的虐待 ⑤ネグレクト ⑥その他()

(3)権利侵害者(複数回答可)

①配偶者 ②子供 ③親 ④兄弟姉妹 ⑤孫
⑥その他親族 ⑦知人・友人・近隣住民 ⑧施設・病院職員 ⑨在宅福祉サービス提供事業者
⑩訪問販売、悪徳商法等の業者 ⑪その他()

(4)権利侵害の発生状況(複数回答可)

①本事業で関わる以前から権利侵害問題が発生していた。
②本事業の契約準備中に新たな権利侵害問題が発覚した。
③本事業によるサービス提供時に新たな権利侵害問題が発覚した。

(5)権利侵害の状況に対してどのような初期対応をとりましたか。

①専門員として自分で対応策を考えた。
②社協内の他職員との協力体制により対応策を考えた。
③関係機関との連携体制により対応策を考えた。

(6)権利侵害事案について、どの関係機関・資源との連携をとりましたか。(複数回答可)

①地域包括支援センター(在宅介護支援センター含む) ②福祉事務所 ③町村福祉課 ④協力社協
⑤弁護士 ⑥司法書士 ⑦介護支援専門員 ⑧社会福祉士 ⑨精神保健福祉士
⑩知的障害者支援SW ⑪民生委員・児童委員 ⑫福祉施設 ⑬病院 ⑭警察
⑮発達障害者支援センター ⑯障害者地域生活支援センター ⑰障害者就業・生活支援センター
⑱消費者生活センター ⑲金融機関 ⑳県社協 21地域住民 22その他()

(7)権利侵害事案について、合同ケース会議(カンファレンス)を開催しましたか。

①合同ケース会議を開催した。(関係機関名)
②合同ケース会議を開催していない。

(8)権利侵害事案について、具体的にどのような対応策をとったか記載してください。

(9)現在の状況

①問題であった権利侵害行為が見られなくなった。
②ある程度改善されている
③あまり改善していない。
④その他()

(10)権利侵害本事業について対応への不安や課題などがありましたら、記載してください。

1. 専任・兼任 ①専任 ②兼任

2. 専門員の性別 ①男性 ②女性

3. 専門員の年齢 ①20歳代 ②30歳代 ③40歳代 ④50歳代

4. 担当件数 件

5. 社会福祉関係業務経験年数 年 ヶ月

6. 専門員担当年数 年 ヶ月

7. 保有資格 ①社会福祉士 ②精神保健福祉士 ③介護支援専門員 ④社会福祉主事 ⑤その他()

8. 制度などに関する知識などの理解度の自己評価	
(1) 介護保険に関する知識	①よく理解できている ②ほぼ理解できている ③あまり理解できてい ④不十分である ない
(2) 障害者自立支援法に関する知識	①よく理解できている ②ほぼ理解できている ③あまり理解できてい ④不十分である ない
(3) 精神保健に関する知識	①よく理解できている ②ほぼ理解できている ③あまり理解できてい ④不十分である ない
(3) 医療保険制度に関する知識	①よく理解できている ②ほぼ理解できている ③あまり理解できてい ④不十分である ない
(4) 年金制度に関する知識	①よく理解できている ②ほぼ理解できている ③あまり理解できてい ④不十分である ない
(5) 公的扶助(生活保護)に関する知識	①よく理解できている ②ほぼ理解できている ③あまり理解できてい ④不十分である ない
(6) 成年後見制度に関する知識	①よく理解できている ②ほぼ理解できている ③あまり理解できてい ④不十分である ない
(7) 福祉サービスの苦情解決に関する知識	①よく理解できている ②ほぼ理解できている ③あまり理解できてい ④不十分である ない
(8) 消費生活制度に関する知識	①よく理解できている ②ほぼ理解できている ③あまり理解できてい ④不十分である ない

9. 担当市町村数 市町村

10. 担当市町村面積 平方km

11. 専門員として、市町村行政に対して望むこと	
①財政面での支援	①十分である ②どちらかといえば十分である ③どちらかといえば不十分である ④不十分である
②事業への理解	①十分である ②どちらかといえば十分である ③どちらかといえば不十分である ④不十分である
③成年後見制度の市町村長申し立ての協力	①十分である ②どちらかといえば十分である ③どちらかといえば不十分である ④不十分である
④困難ケースでの主体的役割の発揮	①十分である ②どちらかといえば十分である ③どちらかといえば不十分である ④不十分である
⑤利用者死亡時の対応支援	①十分である ②どちらかといえば十分である ③どちらかといえば不十分である ④不十分である
⑥その他市町村行政に対して望むことがあれば、記載してください。また、県や国に対する要望があれば、加えて記載してください。	

12. 本事業の財政面について

- ①十分で運営にまったく支障がない。
- ②適当な額であり問題はない。
- ③不十分であり事業の運営をやむなく制限せざるを得ない。
- ④その他()

13. 担当件数の適正レベル

専門員業務を適正に行う上で、専門員1名あたり担当件数40件についてどう思われますか。該当するものに○をし、その理由を記載してください。

- ①40件はすくない。(理由)
- ②40件は妥当である。(理由)
- ③40件は、すこし多い。(理由)
- ④40件は、とても多い。(理由)

14. 専門員が本事業を担当しての感想・思い・課題〔自由記述〕

(行政・関係機関に対して、他機関との連携について、財政面について、社協の事業の実施体制・管理体制について、専門員の業務について、生活支援員について、本事業についてなど)

項目	内容	時間	分	入力時間合計
1. 回答日の状況				
1-1	勤務時間(回答日)	回答日の勤務時間数		
1-2	多忙の状況 *いずれかに○	回答日は 1. 多忙であった日 2. 通常の忙しさであった日 3. 比較的余裕をもって業務を行うことができた日 4. 休日、休暇、欠勤		
2. 回答日の相談業務に要した時間(新規契約締結に関するものおよび既存契約者との相談を除く)				
2-1	相談業務	相談、問い合わせへの対応(電話・来所・出張)		
2-2	その他	具体的な内容()		
3. 回答日の新規契約締結に関する業務に要した時間				
3-1	訪問調査	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の生活状況、必要性の把握 ・事業内容、利用料の説明 ・利用意思の確認、申込書の受付 ・契約締結判定ガイドラインに基づく調査 ・利用者の状況、意思の再確認 ・提供するサービスの特定 		
3-2	関係調整	<ul style="list-style-type: none"> ・家族親族への対応、支援内容の報告 ・隣人、知人等との調整、情報交換等 ・利用中あるいは利用予定の医療福祉サービス機関等との調整 ・公共料金等の支払い先機関等との調整 ・行政機関、地元社協、都道府県社協との連絡調整、相談、情報交換等 ・その他関係機関(民生委員、弁護士、介護支援専門員など)との連絡調整、相談、情報交換等 ・通帳、印鑑の整理、再確認 ・定期的な収支内容の確認、債務の確認、返済に関する調整 ・定期的な金銭支払いの自動振替や定期的な金銭受領の振込み確認 		
3-3	金融機関との関係調整	<ul style="list-style-type: none"> ・利用開始にあたっての説明、調整 ・利用代理人届の手続き、届出 		
3-4	契約締結審査会への依頼	<ul style="list-style-type: none"> ・契約締結審査会への審査請求をするための資料作成、手続き 		
3-5	契約業務	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書および支援計画の作成と確認 ・契約書の取り交わし ・生活支援員への引き継ぎ ・金融機関への依頼書の取り交わし ・書類等の保管場所の調整 		
3-6	内部での打ち合わせや相談	3(全体)に関して、社協内で行った上司、同僚との打ち合わせや相談		
3-7	記録	3(全体)に関して行った記録作業		
3-8	移動	3(全体)に関する移動時間		
3-9	その他	具体的な内容()		
4. 回答日の既存の契約締結者(利用者)に関する業務に要した時間				
4-1	援助(訪問)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援員との同行訪問 ・生活支援員の代わりに行う臨時的援助 		
4-2	生活支援員との打ち合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者訪問前後の生活支援員との打ち合わせ、指導・監督、報告協議 ・生活支援員からの相談への対応 ・通帳、印鑑の受け渡し 		

4-3	利用者等への対応、関係調整	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者への対応(電話対応・来所による面接・出張)。 ・家族親族への対応、支援内容の報告 ・隣人、知人等との調整、情報交換等 ・利用中あるいは利用予定の医療福祉サービス機関等との調整 ・公共料金等の支払い先機関、金融機関等との調整 ・行政機関、地元社協、都道府県社協との連絡調整、相談、情報交換等 ・その他関係機関(民生委員、弁護士、介護支援専門員など)との連絡調整、相談、情報交換等 ・通帳、印鑑の整理、再確認 ・定期的な収支内容の確認、債務の確認、返済に関する調整 ・定期的な金銭支払の自動振替や定期的な金銭受領の振込み確認 		
4-4	支援に関わる事務	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援員からのケース記録の確認 ・受取書、証書等のチェックと整理・保管 ・利用料請求、徴収 ・生活支援員の登録手続きや報酬関係の事務 		
4-5	契約業務	<ul style="list-style-type: none"> ・契約締結判定ガイドラインに基づく調査(評価) ・定期的な支援計画の評価、そのための準備 ・支援計画変更、契約内容変更の場合に、契約締結審査会へ審査請求をするための資料作成、手続き 		
4-6	解約、終了に関わる事務	<ul style="list-style-type: none"> ・解約、契約終了に関する諸手続き、報告 ・預かり書類等の返還に関する手続き、連絡調整 		
4-7	成年後見制度の利用支援	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度に関する説明 ・成年後見制度の利用に関する家族、行政機関、家庭裁判所等との連絡調整 ・申立て手続きの支援、書類作成、事務 		
4-8	内部での打ち合わせや相談	4(全体)に関して、社協内で行った上司、同僚への報告、打ち合わせや相談		
4-9	記録	4(全体)に関して行った記録作業		
4-10	移動	4(全体)に関する移動時間		
4-11	その他	具体的な内容()		
5. 回答日の事業運営に関する業務に要した時間(それぞれ移動時間も含む)				
5-1	広報啓発	・関係先に出向いての広報活動、協力依頼、事業説明およびその準備		
5-2	会議、打ち合わせ(上記2および3の内部での打ち合わせや相談)	・管内市町村社協との連絡会議およびその準備・局内打ち合わせ、ケース会議、研修、および、その準備・専門員会議への出席		
5-3	支援以外の事務処理(上記2および3以外の事務処理)	<ul style="list-style-type: none"> ・実施状況報告などの定期的な報告作業 ・事業契約・報告・決算業務・予算管理 ・本事業に関するデータ整備や関係機関への報告 		
5-4	情報収集、学習	・本事業に資する情報収集、自己学習		
5-5	庶務	・勤務記録の作成、交通費等の立て替え費用の精算などの庶務(生活支援員の管理のための事務ではなく、専門員自身に関する庶務事務)		
5-6	その他	具体的な内容()		
6. その他				
6-1	休憩	休憩時間		
6-2	契約締結審査会への出席	契約締結審査会に出席した時間		
6-3	本事業以外の業務	兼任者の場合のみ。本事業以外に担当している社協の業務に費やした時間。		
6-4	その他	1, 2, 3, 4, 5, 6-1から6-3以外の時間 具体的な内容()		

地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)生活支援員調査票

調査基準日:平成19年7月20日

基幹的社協名()

整理番号()

1. あなたの性別について、あてはまる項目に○をしてください。

- (1)男性 (2)女性

2. あなたの年齢について、あてはまる項目に○をしてください。

- (1)20歳代 (2)30歳代 (3)40歳代 (4)50歳代
(5)60歳代 (6)70歳代 (7)80歳代以上

3. 地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)の生活支援員として、あなたが現在、担当している方は何件ですか。現在の担当ケースがない場合は、「0」と記入してください。

認知症高齢者	件
精神障害者	件
知的障害者	件
その他	件
合計	件

4. 生活支援員としての経験年数 年 ヶ月

5. 生活支援員になった理由について、該当するものに○をしてください。(複数回答可)

- (1)資格を活かしたかった
(2)これまでの仕事の経験を活かしたかった。
(3)これまでのボランティア活動等の経験を活かしたかった。
(4)人のために役に立ちたかった。
(5)ボランティア的な活動をしたかった。
(6)時給等の報酬が得られるから
(7)担当している利用者とのかかわりの延長線上で
(8)社会福祉協議会に頼まれて
(9)その他(具体的に)

6. 生活支援員として、現在ケースを担当している方、また、援助をした経験のある方にお聞きします。

(1) やりがいを感じていることはなんですか。それぞれの項目について1・2・3・4のどれかに○をしてください。

まったく感じない	あまり感じない	少しは感じる	非常に感じる
1	2	3	4

1)利用者やその家族などから感謝されること	1・2・3・4
2)利用者の権利を擁護していることが実感できること	1・2・3・4
3)利用者の生活の質が向上していくことが実感できること	1・2・3・4
4)社会的に重要な問題に取り組んでいると実感できること	1・2・3・4
5)自分の援助スキルを向上させることができること	1・2・3・4
6)地域の社会福祉や関連領域の専門職との関わりがもてること	1・2・3・4
7)地域のなかで社会福祉に携わる活動ができること	1・2・3・4

(2)活動全体を通して、あなたが感じているやりがいの程度について、あてはまる番号に1つだけ○をつけてください。

1. ほとんどやりがいを感じない。 2. あまりやりがいを感じない
3. 少しはやりがいを感じる。 4. とてもやりがいを感じる

(3)大変さ(困難さ)を感じていることはなんですか。それぞれの項目について1・2・3・4のどれかに○をしてください。

まったく感じない	あまり感じない	少しは感じる	非常に感じる
1	2	3	4

1)利用者との関係作りが困難	1・2・3・4
2)利用者への援助をどの範囲まで行うべきかわからない	1・2・3・4
3)利用者から、日時を問わず連絡がくる	1・2・3・4
4)利用者宅へ訪問の際、支援計画通りの支援時間で切り上げることができない	1・2・3・4
5)実際の支援時間(実働時間)のわりに拘束される時間が長い	1・2・3・4
6)援助にあたって、必要な書類が多く煩雑である	1・2・3・4
7)自分が担当しているケースが多すぎる	1・2・3・4
8)登録をしているがニーズがない	1・2・3・4
9)自分の知識の量や技術力を超えた援助を求められる	1・2・3・4
10)援助スキルを向上させるための研修機会が不足している	1・2・3・4
11)利用者と家族等との葛藤に巻き込まれ苦慮している	1・2・3・4

12) 専門員への報告や相談の時間が不十分	1・2・3・4
13) 利用者についてケース検討会議などの必要性を感じるが不十分	1・2・3・4
14) 専門員からの指示が不明確あるいは一貫性がないように感じる	1・2・3・4
15) 社会福祉協議会との関係作りが難しい	1・2・3・4
16) 他の施設・機関との関係で苦慮している	1・2・3・4
17) 報酬の額が少ない	1・2・3・4
18) 記録や報告に要する時間の報酬がない	1・2・3・4
19) 移動に要する時間が長い	1・2・3・4
20) 雇用形態が不安定	1・2・3・4
21) 何か事故があったときに対応ができるか不安	1・2・3・4
22) 自分の判断の正否がわからず不安	1・2・3・4
23) 自分の力量を十分に発揮できない	1・2・3・4
24) 利用者支援のキーパーソンがいない	1・2・3・4

まったく感じない	あまり感じない	少しは感じる	非常に感じる
1	2	3	4

(4) 活動全体を通して、あなたが感じている大変さ(困難さ)の程度について、あてはまる番号に1つだけ○をつけてください。

1. 大変な活動だとは全く思わない 2. 大変な活動だとあまり思わない
 3. 少しは大変な活動だと思う 4. 非常に大変な活動だと思う

7. あなたが地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)の生活支援員として活動されての感想・思いを下記に記載してください。〔自由記述〕

※調査へのご協力たいへんありがとうございました。

※平成19年8月17日(金)までに、お住まいの市町村社協の職員(地域福祉権利擁護推進員)か基幹的社協専門員までご提出ください。

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）関係機関アンケート調査票

※機関・施設ごとに記載をしてください。

機関・施設名	
記入者名	
連絡先電話番号	()

1. 貴機関・施設の種別について、該当するものに○をしてください。

精神障害	①病院(精神科) ②精神障害者生活訓練施設 ③精神障害者福祉ホームB型 ④地域移行型グループホーム ⑤精神障害者授産施設
知的障害	⑥精神障害者多機能型施設 ⑦就労継続支援B型施設 ⑧地域活動支援センター ⑨グループホーム(精神) ⑩精神障害者小規模作業所
身体障害	①知的障害者更生施設 ②知的障害者福祉工場 ③知的障害者福祉センター ④グループホーム(知的) ⑤知的障害者等生活支援事業
高齢者	①特別養護老人ホーム(養護含む) ②軽費老人ホーム ③ケアハウス ④デイサービスセンター ⑤高齢者生活福祉センター
行政	⑥訪問看護ステーション ⑦在宅介護支援センター(地域相談センター含む) ⑧地域包括支援センター ⑨介護老人保健施設
その他	⑩グループホーム(高齢者) ⑪小規模多機能型居宅介護 ⑫居宅介護支援事業所 ⑬有料老人ホーム
	①福祉事務所(県・市) ②町村役場福祉課
	①救護施設

2. 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）がどのような事業であるか知っていましたか。該当するものに○をしてください。

- ①知っていた。 ②知らなかった。 ③その他()

3. 貴機関・施設を利用・相談などされている方もしくは、支援に関わっている方で、支援に関わっている方も、周囲からの金銭管理や福祉サービス利用のための援助、書類預かりが必要な方は、何名いますか。（地域福祉権利擁護事業を現に利用している方も含む）

() 名 (※概数でかまいません)

4. 3の内、貴機関・施設で、金銭管理や書類預かりなどを行っている方は、何名いますか。（緊急的な預かりや金銭管理も含む）

() 名

5. 4で、貴機関・施設で、金銭管理や書類預かりなどを行っている方がいる場合、預かりや金銭管理に関する規程などは、整備されていますか。該当するものに○をしてください。

- ①整備されている ②整備されていない ③その他()

6. 3の内、現在、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を利用しておらず、実際に、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の利用が必要と思われる方は、貴機関・施設の利用者、支援に関わっている方で何名いますか。

()名(※概数でかまいません)

7. 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の利用ニーズは、これから増えたとおもいますか。該当するものに○をしてください。

- ①相当増える ②有る程度増える ③それほど増えない。 ④減っていく ⑤分からない

8. 社協が実施している地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）への要望がありましたら下記に記入ください。

9. 社協が地域住民の権利擁護に関して活動する上で、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）以外にどのような機能・専門性を求めますか（期待しますか）。該当するものに○をしてください。

- | | | |
|-----------------------|----|--|
| (1)虐待防止に関わる機能 | ①有 | ②無 |
| (2)関係機関ネットワーク・連絡調整機能 | ①有 | ②無 |
| (3)法人後見機能※ | ①有 | ②無 |
| (4)消費生活総合相談機能 | ①有 | ②無 |
| (5)その他、求める(期待する)機能() | | ※法人後見とは、社会福祉法人、NPO法人などの法人が成年後見人として受任することをさす。 |
| (6)その他、求める(期待する)機能() | | ※具体的にお書きください。 |
| (7)その他、求める(期待する)機能() | | ※具体的にお書きください。 |

10. 実際、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）につないだ事例はありますか。該当するものに○をしてください。

- ①有 ②無

11. 10で地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）につないだ事例の内、現在、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を利用しているケースは、何件ありますか。

()件

12. 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）につないだ結果、利用者の状況はどうかわかりましたか。11のすべての事例について、利用者の状況（利用前）の有・無および、その改善状況（状況有の場合のみ）について、把握できる範囲で、それぞれの項目について、該当するものに○をしてください。また、項目（12）では、「現在の利用者に関する状況、課題、要望など」を記載してください。

事例①	利用者の状況（地域福祉権利擁護事業利用前）	状況の有・無	地域福祉権利擁護事業利用後の状況		
	(1)必要な福祉サービス利用ができていない。	有・無	①改善された	②改善されていない	③わからない
	(2)必要な医療サービスを受けれていない。	有・無	①改善された	②改善されていない	③わからない
	(3)公共料金、福祉サービス利用料、医療費等の支払いができていない。	有・無	①改善された	②改善されていない	③わからない
	(4)親族・知人等による金銭搾取がある、もしくはその恐れがある。	有・無	①改善された	②改善されていない	③わからない
	(5)消費者被害にあっている。	有・無	①改善された	②改善されていない	③わからない
	(6)浪費がある。	有・無	①改善された	②改善されていない	③わからない
	(7)金銭管理ができない	有・無	①改善された	②改善されていない	③わからない
	(8)通帳・印鑑など、日常生活に関わるものの紛失がある。	有・無	①改善された	②改善されていない	③わからない
	(9)多額の借金がある。	有・無	①改善された	②改善されていない	③わからない
	(10)家族の支援が得られない。	有・無	①改善された	②改善されていない	③わからない
	(11)地域で孤立している。	有・無	①改善された	②改善されていない	③わからない
	(12)現在の状況、課題、要望などを下記に記載してください。				

「社協における権利擁護システムに関する調査研究事業」実施要綱

1. 目 的

これまで、県内で、県社協、基幹的社協で担ってきた、福祉サービス利用援助事業について現状の分析および課題の整理をすることにより、福祉サービス利用援助事業実施上の課題や、市町村社協における権利擁護に関する事業の実施体制など、今後、社協に求められる地域における権利擁護活動およびそのシステムについて、調査研究を行うことにより、社協による住民福祉サービスの向上に資することを目的とする。

2. 研究内容

- (1) 沖縄県内の福祉サービス利用援助事業の現状分析と課題整理
- (2) 社協における権利擁護の取り組みと課題に関する調査研究
 - ①福祉サービス利用援助事業の基盤整備に関すること
 - ②市町村社協独自サービス実施体制（要綱など）整備に関すること
 - ③県社協における権利擁護に関する市町村社協等支援体制に関すること
 - ④社協における法人成年後見、成年後見利用支援に関する体制整備に関すること
 - ⑤その他

3. 期 間 平成 19 年 6 月～平成 20 年 3 月（日程案別紙）

4. 委 員

区 分	委員名	備考
学識経験者	西尾敦史氏（沖縄大学人文学部 福祉文化学科准教授）	副委員長
沖縄弁護士会（弁護士）	若松恭子氏（沖縄弁護士会）	
沖縄県司法書士会（司法書士）	比嘉良泉氏（沖縄県司法書士 会）	
沖縄県社会福祉士会（社会福祉 士）	竹藤登氏（沖縄県社会福祉士会 会長）	委員長
日本精神保健福祉士協会沖縄 県支部（精神保健福祉士）	真栄平勉氏（日本精神保健福祉 士協会沖縄県支部）	
沖縄県介護支援専門員連絡協 議会（介護支援専門員）	與儀哲也氏（沖縄県介護支援専 門員連絡協議会）	
市町村社協関係者	仲村渠満氏（宜野湾市社協事務 局長）	
	安慶名盛氏（沖縄市社協専門 員）	
県社協	山内良章（沖縄県社協事務局 長）	

5. 事務局

沖縄県社会福祉協議会・地域福祉部

6. 経 費

沖縄県社会福祉予算対策協議会経費

社協における権利擁護システムに関する調査研究委員会
開催経過と今後のスケジュール

年 月	日	内 容	備考
平成19年7月	6日	第1回委員会開催 ①委嘱状交付 ②正副委員長選任 ③事業説明および年間スケジュール ④調査票(案)の検討	
平成19年8月	28日	第2回委員会の開催 ①調査結果の報告 ②中間報告書(案)の検討	
平成19年9月	11日	作業部会の開催 ①中間報告書(案)の検討	
	25日	第3回委員会開催 ①中間報告書(案)の検討 ②社協における権利擁護システムの課題整理1 (社協における独自サービスについて)	
平成19年10月 (予定)	下旬	第4回委員会開催 ①社協における権利擁護システムの課題整理2 (成年後見制度について)	
平成19年11月 (予定)	下旬	第5回委員会開催 ①社協における権利擁護システムの課題整理3 (虐待防止機能について)	
平成20年1月 (予定)	下旬	第6回委員会開催 ①社協における権利擁護システムの課題整理4 (総論—社協における権利擁護システム) ②最終報告書(案)の検討	
平成20年2月 (予定)	下旬	第7回委員会開催 ①最終報告書(案)の検討	
平成20年3月 (予定)	下旬	最終報告書の完成	

日常生活自立支援事業実施要領

1 目的

本事業は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県社協又は指定都市社協とする。ただし、実施主体は、本事業の一部を次に掲げる者に委託できるものとする。

- (1) 都道府県社協にあつては社会福祉法第109条第1項及び第2項に規定する社協、指定都市社協にあつては同条第2項に規定する社協
- (2) 社会福祉法人
- (3) 民法第34条に規定する公益法人
- (4) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- (5) (1) から (4) までのほか、福祉サービス利用援助事業の対象者の当事者団体、家族会等で法人格を有するもの

3 事業内容

実施主体は、次に掲げる事業（これらの事業を総称して「日常生活自立支援事業」という。）を行う。

- (1) 社会福祉法第81条の規定に基づき都道府県社協が行うこととされている福祉サービス利用援助事業（都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を含む。以下同じ。）
- (2) 指定都市社協が行う福祉サービス利用援助事業（指定都市の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を含む。以下同じ。）
- (3) 社会福祉法第81条の規定に基づき都道府県社協が行うこととされている(1)の事業に従事する者の資質の向上のための事業
- (4) 指定都市社協が行う(2)の事業に従事する者の資質の向上のための事業
- (5) 社会福祉法第81条の規定に基づき都道府県社協が行うこととされている(1)の事業に関する普及及び啓発
- (6) 指定都市社協が行う(2)の事業に関する普及及び啓発

4 事業の実施内容

(1) 福祉サービス利用援助事業

本事業は、利用者との契約に基づき、認知症や精神障害等により日常生活を営むのに支障がある者に対し、福祉サービスの利用に関する相談に応

じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払いに関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行うものである。

ア 事業の対象者

本事業の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

(ア) 判断能力が不十分な者（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な者をいう。）であること。

(イ) 本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者であること。

イ 援助の内容

(ア) 本事業に基づく援助の内容は、次に掲げるものを基準とすること。

- a 福祉サービスの利用に関する援助
- b 福祉サービスの利用に関する苦情解決制度の利用援助
- c 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助

(イ) (ア)に伴う援助の内容は、次に掲げるものを基準とすること。

- a 預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理（日常的金銭管理）
- b 定期的な訪問による生活変化の察知

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる事項についての具体的な援助の方法は、原則として情報提供、助言、契約手続、利用手続等の同行又は代行によること。

法律行為にかかわる事務に関し、本事業の目的を達成するために、本人から代理権を授与された上で代理による援助を行う場合には、契約締結審査会に諮り、その意見を踏まえて慎重に対応すること。

ウ 契約の手続

本事業による援助は、要援護者本人等からの申請に基づき、次の手続を経た上で行うものとする。

なお、本事業は、初期相談の段階での対応が極めて重要であることから、要援護者本人はもとより、家族、介護支援専門員、民生委員、保健師、行政機関等からの連絡によるものも含め、多様な相談に対応できるよう必要な体制を確保すること。

また、実施主体が行う相談の過程で、本事業による援助が困難であると認められる者については、市町村への連絡等適切な対応を行うよう努めること。

(ア) 申請の受付と判断能力等の評価・判定

- a 申請は実施主体に対して行うものとする。
- b 申請を受け付けた実施主体は、本人の意向を十分に尊重しつつ、かつ、家族、本人に関わりを持つ民生委員、介護支援専門員、ホームヘルパー等の協力を得て、希望する援助の内容、認知症又は障害の程度及び内容並びに判断能力の程度を把握するほか、必要に応じて本人の生活状況、経済状況等を把握するとともに、別に定める「契約締結判定ガイドライン」に基づき、本人が本事業の契約の内容について判断し得る能力の判定を行うこと。
- c bの判定に当たり疑義が生じた場合には、契約締結審査会に諮り、その意見を踏まえて対応するものとする。
- d 実施主体は、本事業の対象者の要件に該当しないと判断した場合には、本人にその旨を通知するものとする。

(イ) 支援計画の作成

- a 実施主体は、本人が本事業の対象者の要件に該当すると判断した場合には、本人の意向を確認しつつ、4の(1)のイに掲げる援助の内容のうち必要な事項、実施頻度等を記入した支援計画を作成すること。
- b 支援計画は、本人の状況（必要となる援助の範囲及び判断能力の変化等を含む。）の確認を踏まえ、定期的に見直しを行うこと。

(ウ) 契約の締結

- a 実施主体は、作成した支援計画が契約内容の一部となる旨を明らかにした上で、本人にその内容を十分説明し、その了解を得た上で契約を締結すること。

なお、4の(1)のウの(イ)のbにより、支援計画の見直しを行ったときは、契約内容の一部変更となるので留意すること。

- b 支援計画により行う援助の内容として、本人から代理権を授与された上で実施するものについては、本人にその旨を十分説明し、了解を得た上で、契約書に代理権の授与及びその範囲について具体的に明記すること。
- c 契約しようとする内容と本人の判断能力との関係から見て、本人の契約締結能力につき疑義が生じた場合には、契約締結審査会に諮るものとする。

その結果、契約しようとする内容につき、見直しを求められた場合には、本人の了解を得てその内容を見直すものとする。

- d 契約の締結に当たっては、本人の死亡等の事由により、契約を終了する際に預かり金等の引き渡し先が不明であること等により、混乱が生じないように十分調整を行うよう努めること。

また、実施した援助内容については、本人の意向を踏まえてあらかじめ定めた家族等に対し、定期的に報告を行うこと。

エ 利用料

- (ア) 本事業におけるサービスの利用料は、原則として利用者が負担する

ものとする。

- (イ) 実施主体は、あらかじめ標準的利用料を定めるものとするが、個別の利用料は、利用者の事情を勘案して決定しても差し支えないものとする。なお、決定した利用料は、契約書に具体的に明記すること。

オ 運営適正化委員会への定期的な報告等

実施主体は、社会福祉法第83条に基づき設置される運営適正化委員会に対し、4の(1)に規定する事業の実施状況(契約締結審査会による審査を含む。)について定期的に報告するほか、当該実施状況に関して運営適正化委員会が行う調査に協力するとともに、運営適正化委員会から勧告を受けたときは、これを尊重すること。

カ 利用者のプライバシーへの配慮

本事業の実施に携わる職員及び契約締結審査会の委員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。その職を退いた後も同様とする。

(2) 福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質向上のための事業

実施主体は、5の(1)に掲げる専門員、生活支援員等本事業の実施のために配置する職員のほか、広く福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質の向上を図るため、研修等必要な事業を実施すること。

(3) 福祉サービス利用援助事業の普及及び啓発

実施主体は、福祉サービス利用援助事業が周知され、福祉サービス利用援助事業の対象者を支援する特定非営利活動法人、団体等多様な団体が参画し、本事業が実施されるよう、普及及び啓発に努めること。

5 事業の実施体制

(1) 職員

ア 実施主体は、本事業の適切な運営を確保するため、次に掲げる職員を配置するものとする。

(ア) 責任者

(イ) 事業の企画及び運営に携わる職員

(ウ) 専門員

(エ) 生活支援員

イ 事業の企画及び運営に携わる職員は、次の業務を行う。

(ア) 相談業務

(イ) 契約締結審査会及び関係機関連絡会議の開催並びにこれらの組織及び運営適正化委員会に係る連絡調整に関する業務

(ウ) 専門員の指導及び支援の業務

(エ) 研修、調査研究及び広報啓発の業務

ウ 専門員は、次の業務を行う。

(ア) 申請者の実態把握及び本事業の対象者であることの確認業務

(イ) 支援計画の作成及び契約の締結に関する業務

(ウ) 生活支援員の指導及び監督の業務

エ 生活支援員は、次の業務を行う。

(ア) 専門員の指示を受けて、具体的援助を提供する業務

(イ) 専門員が行う実態把握等についての補助的業務

オ 実施主体は、事業の実施に携わる職員の採用に当たっては、本事業の利用者である認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等に対する十分な理解のみならず、本人の意思を尊重し、その利益を代弁するという権利擁護に関する高い意識並びに本事業の実施に必要な知識及び技術を有している者の確保に努めること。

なお、専門員は、原則として高齢者や障害者等への援助経験のある社会福祉士、精神保健福祉士等であって一定の研修を受けた者であること。

(2) 契約締結審査会

ア 実施主体は、福祉サービス利用援助事業の契約の締結又は見直しの際に利用希望者の判断能力に疑義がある場合、その契約締結能力について、専門的な見地から審査し、確認することを目的として、契約締結審査会を設置するものとする。

イ 契約締結審査会は、実施主体から審査又は助言を求められた場合、専門的見地から審査等を行い、意見を述べるものとする。

ウ 契約締結審査会は、医療・法律・福祉の各分野の契約締結能力に係る専門的知見を有する者をもって構成するものとし、委員は実施主体の長が委嘱するものとする。

(3) 関係機関連絡会議

実施主体は、本事業に関する理解の促進及び円滑な実施を目的として、関係機関で構成する関係機関連絡会議を定期的を開催するものとする。

(4) その他

本事業の実施内容は、生活保護受給者を含む地域の要援護者に対する自立・就労支援も想定されることから、福祉事務所等の関係機関との連携などに十分配慮すること。

沖縄県地域福祉権利擁護事業実施要綱

第1条 目的

地域福祉権利擁護事業（以下「事業」という。）は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な者が自立した地域生活を送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、利用料の支払等、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を目的とする。

第2条 実施主体

事業の実施主体は、社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会（以下「本会」という。）とし、事業実施にあたっては事業の一部を基幹的な市町村社会福祉協議会（以下「基幹的社協」という。）に委託できるものとする。

第3条 事業の対象者

事業対象者は、次のいずれの要件にも該当する場合とする。

- 1 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な者で、福祉サービスの利用や利用料の支払いなど、日常生活を営む上で必要となる事項につき、自己の判断で適切に行うことが困難であると認められる者。
- 2 支援計画に定める援助に係る契約内容について認識し得る能力を有していると認められる者又は当該能力が不十分であっても、後見人等の間で本人に対する援助の開始に必要な契約を締結することができる者。

第4条 初期相談体制の確保

- 1 本会は、事業の実施にあたっては、各市町村社会福祉協議会や関係機関との連携を図り、本人はもとより、家族、民生委員児童委員、保健婦・士、行政機関等多様な経路からの相談に対応できる体制を確保するものとする。
- 2 他の市町村社会福祉協議会に対しては、相談窓口において事業の利用に関する相談に応じ、必要に応じて他施策による援助との調整、助言を行うとともに、事業による援助の必要が見込まれる場合には、基幹的社協に相談内容を引き継ぐよう、協力を得るものとする。
- 3 本会及び基幹的社協が行う相談の過程で、本事業による援助が困難な者については、市町村及び関係機関等への連絡、調整等適切な対応を行う。

第5条 申請の受付

- 1 この事業による支援を受けようとする者は、書面により基幹的社協に申請するものとする。
- 2 申請の受付は、利用希望者の居住地により基幹的社協において行う。

第6条 判断能力等の評価及び判定

- 1 申請を受けた基幹的社協は、本人の意向を十分に尊重しつつ、また、親族、民生委員児童委員、ホームヘルパー等の協力を得て、希望する援助の内容、痴呆または障害の程度、内容、判断能力の程度、また必要に応じて生活状況、経済状況等を調査、把握するとともに、別に定める「契約締結判定ガイドライン」に基づき、事業の対象者の要件に該当するか否かについての判断を行う。
- 2 1の判断に当たって、事業の対象者の要件に該当するか否かについて疑義が生じた場合には、契約締結審査会に諮り、その意見を踏まえて対応する。
- 3 基幹的社協は、事業の対象者の要件に該当しないと判断した場合には、本人にその旨を通知するとともに、他制度の利用等必要な援助を行う。

第7条 支援計画の作成

- 1 基幹的社協は、申請者が事業の対象者の要件に該当すると判断した場合には、本人の意向を確認しつつ、援助の内容や実施頻度等を記入した支援計画を作成する。
- 2 支援計画に定める援助の内容は、次に掲げるものを基準とする。
 - (1) 福祉サービスについての情報提供及び助言
 - (2) 福祉サービスの手続き援助（申込手続き同行・代行、契約締結）
 - (3) 福祉サービス利用料の支払い等
 - (4) 苦情解決制度の利用援助
- 3 本事業の目的を達成するため、前項各号に加えて「日常的金銭管理サービス」や「書類等預かりサービス」を支援計画に盛り込むことができる。
- 4 支援計画は、必要となる援助の範囲及び判断能力の変化等事業の対象者の状況の確認を踏まえ、定期的に見直しを行う。

第8条 契約の締結

- 1 基幹的社協は、作成した支援計画が契約内容の一部となることを明らかにした上で本人にその内容を十分説明し、理解を得た上で契約を締結する。
- 2 支援計画により行う援助の内容のうち、福祉サービスの利用契約の締結等の法律行為に関わる事務を行う場合には、代理権を授与された上で実施する必要があることから、代理権を含むことを本人に十分説明をし、理解を得た上で、契約内容に代理権を含むものとして契約上その権限の範囲を定める。
- 3 契約しようとする内容と本人の判断能力との関係で、本人の契約締結能力に疑義が生じた場合には、契約締結審査会に諮るものとする。

その結果、契約しようとする内容について見直しを求められた場合には、本人の同意を得てその内容を見直すものとする。
- 4 契約の締結にあたっては、本人の死亡等の事由により、契約を終了する際に預かり書類等の引渡し先が不明であることなどにより、混乱が生じないように十分調整を行うよう努めるものとする。

- 5 実施した援助内容については、本人の意向を踏まえてあらかじめ定めた親族等に対し、定期的に報告を行う。

第9条 職員の配置

- 1 事業の企画及び運営に携わる職員は、次の業務を行う。
 - (1) 相談業務
 - (2) 契約締結審査会及び関係機関連絡会議の開催並びにこれらの組織及び社会福祉法第83条に基づき設置される運営適正化委員会（以下単に「運営適正化委員会」という。）に係る連絡調整に関する業務
 - (3) 専門員の指導及び支援の業務
 - (4) 研修、調査研究及び広報啓発の業務
- 2 専門員は次の業務を行う。
 - (1) 申請者の実態把握及び本事業の対象者であることの確認業務
 - (2) 支援計画の作成及び契約の締結に関する業務
 - (3) 生活支援員の指導及び監督の業務
 - (4) 広域圏内における研修・連絡会議及び広報啓発業務
- 3 生活支援員は、次の業務を行う。
 - (1) 専門員の指示を受けて、具体的援助を提供する業務
 - (2) 専門員が行う実態把握等についての補助的業務

第10条 契約締結審査会等の配置

- 1 本会は、本事業の円滑な実施を図るため、契約締結審査会並びに関係機関連絡会議を別に定めるところにより設置する。

第11条 守秘義務

事業の実施に携わる職員及び契約締結審査会委員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
その職を退いた後も同様とする。

第12条 利用料

- 1 本事業におけるサービスの利用料は、原則として利用者が負担するものとする。
- 2 利用料は次のとおりとする。
 - (1) 1時間当たりの利用料を1,200円とする。ただし、1時間を越える場合は、30分毎に400円を加算するものとする。
 - (2) サービス実施に必要な交通費については、利用者の負担とする。徒歩・自転車は無料、バスは実費、自動車・バイクは1kmあたり10円とする。
 - (3) 「書類等の預かりサービス」については、利用者の実費負担とする。
- 3 利用料は、契約書において具体的に明記する。

第13条 運営適正化委員会への定期的な報告等

本会は、運営適正化委員会に対し、本事業の実施状況（契約締結審査会による審査を含む。）について定期的に報告するほか、当該実施状況に関して運営適正化委員会が行う調査に協力するとともに、運営適正化委員会から勧告を受けたときは、これを尊重する。

第14条 研 修

本会は、第9条の2に掲げる専門員及び同条の3に掲げる生活支援員等本事業の実施のために配置する職員のほか、広く福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質の向上を図るため、研修等必要な事業を実施すること。

第15条 普及及び啓発

本会は、県内の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が周知され、特定非営利活動法人、福祉サービス利用援助事業の対象者を支援する団体等多様な団体が参画し、本事業が実施されるよう、普及及び啓発に努める。

第16条 雑 則

この要綱に定めるもののほか事業の運営に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

本実施要綱は、平成13年4月1日より施行し、平成11年10月1日より適用する。

地域福祉権利擁護事業 契約締結審査会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、地域福祉権利擁護事業（以下「事業」という。）の契約を締結し、又は見直しをするに際し、利用希望者の判断能力に疑義が有る場合には、その契約締結能力について、専門的な見地から審査し、確かめることを目的に、契約締結審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(機能)

第2条 前条の目的を達成するため、審査会は、次に掲げることの審査を行い、契約を締結する又は継続する場合は、その留意点を、契約しない又は解約する場合は、その適切な対応方法について必要に応じ助言する。

(1) 初回契約締結時における、利用希望者の理解のたしかさ

(2) 契約後の支援計画見直し時における、新たな支援計画案の適切さと利用者の理解のたしかさ

(3) すでに締結している契約内容による援助を続けることが難しくなった場合の社会福祉協議会からの解約

(4) 利用者の意思が確認できないために、利用者の生活にふさわしい新たな支援計画を作成することができない場合の社会福祉協議会からの解約

(5) 基幹的社会福祉協議会からの報告や利用者本人により、契約を終了又は解約する場合、利用者の生活にふさわしい他の援助を利用できるように努めるための相談

(6) その他必要な事項

(委員構成・委嘱)

第3条 審査会は、事業の対象者にかかわる法律、医療、福祉等の専門的知識を有する者をもって構成し、本会会長が委員長及び委員（以下「委員」という。）を委嘱する。ただし、契約の当事者と関与する者、本会役職員並びに沖縄県運営適正化委員会（以下「適正化委員会」という。）委員を委嘱してはならない。

2 委員定数は6名とする。

(委員長)

第4条 委員長は、委員の互選により決める。

2 委員長は、会務を統括し、審査会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 審査会は、委員長が召集し、議長を務める。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決すところによる。

4 会議は、定期に開催する。委員長は、必要に応じ会議を召集することができる。

(情報の公開・管理)

第7条 会議は、利用希望のプライバシーを保護するとともに、会議の透明性や公正性を確保する観点から、情報の公開と管理は、以下のとおりとする。

- (1) 審査会で取り扱う個別の案件は、個人のプライバシーに関わる事項であることから、審査会及び審査に係る資料は非公開とする。
- (2) 審査会の透明性、客観性を明確にする趣旨で、個人のプライバシーのおそれがない統計的データについては、適正化委員会を経て公開する。
- (3) ただし、審査対象となった本人から、資料の開示請求があった場合は、この限りではない。

(事務局)

第8条 審査会の事務局は、本会に置く。

- 2 事務局は、審査会が円滑に行われることを目的に、案件を事前に整理し、必要に応じて案件の提出先に情報収集、追加調査等を指示あるいは直接行うこととする。

(その他)

第9条 委員会の運営に関する事項はこの要綱に定めのない事項について、本会会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年3月5日から施行する。

第5期地域福祉権利擁護事業 契約締結審査会 委員名簿

	氏 名	所属機関・団体等名	備 考
1	照 屋 俊 幸	沖縄県弁護士会	弁 護 士
2	田 崎 琢 二	沖縄県医師会	医 師
3	山 城 久美子	沖縄県社会福祉士会	社会福祉士
4	屋 良 一 夫	沖縄県立精和病院	医 師
5	玉 城 讓 治	沖縄県身体障害者更生相談所	心理判定員
6	保 良 昌 徳	沖縄国際大学	学識経験者

任期:平成19年4月1日～平成21年3月31日(2年間)

沖縄県地域福祉権利擁護推進員設置要綱

第1条 目的

沖縄県内において、住民が地域の身近なところで総合的な相談が受けられ、サービスの適切な利用へ結びつけることができる体制を整備し、住民の権利侵害に関してその防止や早期発見、早期対応のための権利擁護活動及び総合的な地域福祉活動を展開できる人材を育成するとともに、地域住民個々の権利意識の高揚とその福祉の向上を図ることを目的とする。

第2条 地域福祉権利擁護推進員

沖縄県社会福祉協議会（以下「沖縄県社協」という。）は県下の市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）において前条に掲げる目的を達成するため、各市町村社協へ地域福祉権利擁護推進員（以下「推進員」という。）を設置する。

（1）推進員

推進員は、権利擁護システムに関する制度や利用手続き等の概要について理解し、相談者に対し適切な相談、助言、情報提供が行えるよう必要な知識及び技術を習得するものとする。

（2）推進員は次の業務を行う

① ニーズの把握

既存の相談業務の活用、各種関係機関や団体等との連携により住民個々の権利侵害の実態を的確に把握し、支援を必要とする住民の把握に努める。

② 社会資源の活用・利用のための支援

支援を必要とする住民を身近な地域で具体的に支援できるよう情報提供、社会資源の活用、その他相談活動を行う。

ア. 福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）への橋渡し及びその活動に対する協力

福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）の必要性があると判断される場合には、当該事業の管轄である基幹的社会福祉協議会との連携を密にし、援助活動に係る必要な協力支援を行う。

イ. 成年後見制度の周知・活用・利用支援

成年後見制度についての知識を深めるとともに、必要とされる住民の利用のた

めの情報提供・利用のための支援を行う。

ウ. 苦情解決制度の周知・活用・利用支援

苦情解決制度の仕組みについて理解し、必要に応じ当該制度の利用について情報提供・利用のための支援を行う。

エ. その他の制度の活用・利用支援

その他必要に応じ専門家や他の関係機関と連携をとり適切な機関の紹介、その利用のための支援を行う。

③ 継続的支援のしくみづくり

相談に対する直接的な対応とともに、地区の民生委員・児童委員の協働による見守り活動との連携等地域福祉活動を連動させ、継続的支援が行えるようしくみづくりを行う。

④ その他権利擁護活動のための取り組みの推進

その他住民の権利擁護のための諸活動に関する広報啓発活動、企画を図る。

第3条 委嘱の方法

市町村社協会長より、別紙推薦書（様式1）により雇用している職員の中から1名以上の推薦を受け、沖縄県社協会長が委嘱する。

第4条 委嘱期間

- ① 原則として2年とする。ただし、人事異動等により任務を遂行することが困難になった場合は、変更届（様式2）にて、速やかに推進員の変更届を行う。
新たに委嘱を受けた者の任期は、前任者の残任期間とする。
- ② 推進員は、再任することができる。

第5条 研修会議

沖縄県社協は、推進員に対する研修・会議を実施し、情報提供や情報交換を行い、市町村社協の取り組みの強化を図る。

第6条 雑則

この要綱に定めるもののほか、推進員の活動に必要な事項は、沖縄県社協会長が別に定める。

附則

本実施要綱は、平成17年6月20日より適用する。

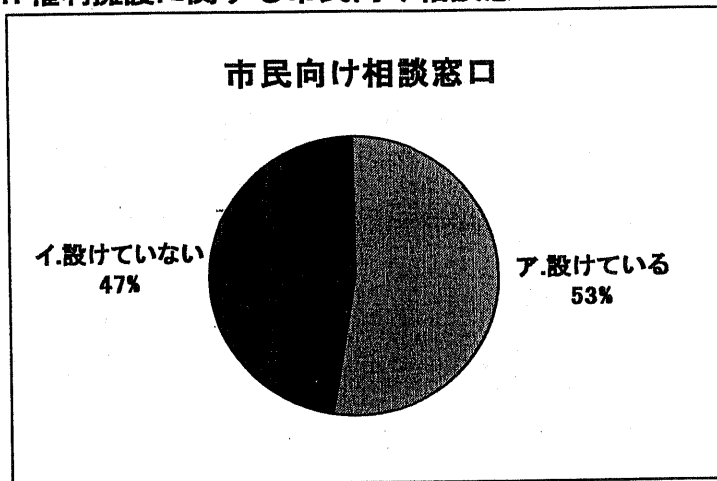
○参考文献一覧

- 「地域福祉権利擁護事業の機能拡充に関する研究」平成 14 年 3 月 社会福祉法人全国社会福祉協議会
- 「平成 14 年度 地域福祉権利擁護事業の機能拡充に関する研究」平成 15 年 3 月 社会福祉法人全国社会福祉協議会
- 「平成 15 年度 地域福祉権利擁護事業の運営基盤強化に関する調査研究報告書」平成 16 年 3 月 社会福祉法人全国社会福祉協議会
- 「地域福祉権利擁護事業の運営基盤強化に関する調査研究報告書」平成 17 年 3 月 社会福祉法人全国社会福祉協議会
- 「地域福祉権利擁護事業の機能強化および運営基盤沖縄県社会福祉協議会強化に関する調査研究報告書 2006」平成 18 年 3 月 社会福祉法人全国社会福祉協議会
- 「2004 年 地域福祉権利擁護事業推進マニュアル」2004 年 3 月 社会福祉法人全国社会福祉協議会 地域福祉部
- 「大津市・大津市社協の権利擁護の取り組み報告」2003 年 8 月 高齢者・障害者の権利を擁護する組織の設立に向けた調査・研究会
- 「地域福祉権利擁護事業が利用者の生活に及ぼす支援効果に関する状況調査報告書」平成 17 年 9 月 社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会
- 「地域福祉権利擁護事業利用者の権利侵害に関するまとめ」平成 17 年 3 月 社会福祉法人島根県社会福祉協議会
- 「保健福祉施設における利用者の財産管理・日常的金銭管理のあり方研究報告書」平成 14 年 3 月 社会福祉法人山口県社会福祉協議会
- 「市町域の権利擁護活動のあり方検討会報告書」平成 19 年 3 月 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会
- 「福祉関係者のための成年後見活用講座 2003 年度版」2003 年 5 月 社団法人日本社会福祉士会
- 「判例タイムズ第 1030 号」2000 年 7 月 30 日号 判例タイムズ社
- 「沖縄県高齢者保健福祉計画平成 18 年度～20 年度」平成 18 年 3 月 沖縄県福祉保健部高齢者福祉介護課
- 「沖縄県障害福祉計画第 1 期【平成 18 年 10 月～平成 21 年 3 月】」平成 19 年 3 月 沖縄県福祉保健部障害保健福祉課

平成 18 年度「高齢者・障害者の権利擁護体制整備に関する状況調査」結果
 沖縄県社会福祉協議会
 沖縄県福祉サービス利用支援センター

- 調査対象：沖縄県全市町村（高齢者・障害関係部署） 合計 41 箇所
- 調査方法：アンケート形式 郵送による発送／返送による回答・FAXによる回答
- 発送日：平成 18 年 10 月 5 日（締切日：11 月 6 日）
- 回収率：92.7%（38/41）
- 調査結果：下記の通り

1. 権利擁護に関する市民向け相談窓口がありますか



(箇所)	
ア.設けている	20
イ.設けていない	18

窓口体制については、専用の窓口や相談日を設置しているわけではなく、担当課にて相談があり次第随時対応している市町村が多い。

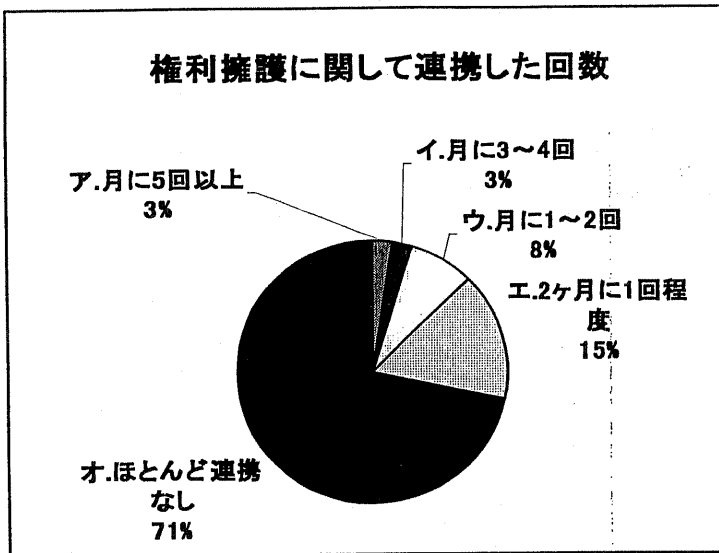
★窓口体制について（自由記述）

- ・今は特に窓口を設置していないが、今後社会福祉課を窓口として予定している。
- ・相談員 1 名（兼任） 相談日は特に設定していない。
- ・相談窓口という形態では設置していないが、通常業務の一貫で相談・助言等を実施している。
- ・民生課相談窓口（1 名） 月～金（祝日を除く）8：30～17：15 人権・行政・法律相談 毎月第 3 木曜日 10：00～16：00
- ・専門の窓口ではなく、通常の福祉業務と兼務で実施している。
- ・各担当職員が相談対応。専用の窓口は特に無し。業務中に主に相談。特に相談日は設けていない。
- ・高齢・障がい福祉課長がそのつど相談があれば対応している。

★相談窓口の広報について

- ・特に広報はしていない。
- ・パンフレット・ポスター等を役場や保健福祉センターで掲示、配布。
- ・人権・行政・法律相談は広報に情報を掲載。
- ・役場ホームページにて情報掲載。

2. 権利擁護の相談で当該市町村社会福祉協議会との連携をとったことがありますか。



(箇所)

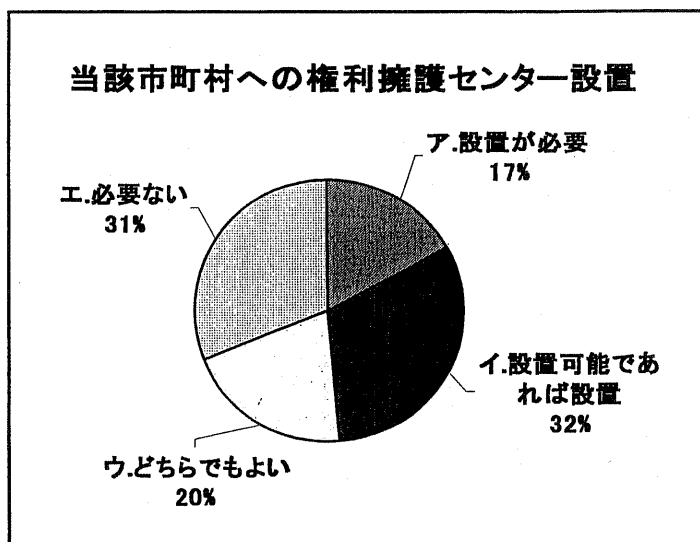
ア.月に5回以上	1
イ.月に3~4回	1
ウ.月に1~2回	3
エ.2ヶ月に1回程度	6
オ.ほとんど連携なし	28

権利擁護に関して、頻回に当該社協と連携を取っている市町村は 1 割程度である。(ただし、相談があった場合はその都度何らかの連携を取って対応している。)

★市町村社協との連携に関して

- ・相談の実績がない。
- ・権利擁護の相談が少なく、社協からも相談等が少ないため。
- ・障害者や高齢者からの相談が少ないこともあるが、事例があれば社協との連携で村社協で対応している。
- ・相談件数が少ないため、発生主義で対応している。
- ・定例の会議等はないが、事例が発生したときに、連絡をしている。
- ・権利擁護の相談は主として町社協がおこなっているため。
- ・福祉サービス等につなげるための情報提供程度のみ。また、月に何回も相談がある訳でもないため、連携とはいえない。
- ・地域包括支援センターとしては月 1~2 回程度連携をとっている
- ・相談が少ないため、必要に応じて連携している。

3. 当該市町村の地域福祉権利擁護センターの設置について



(箇所)

ア.設置が必要	6
イ.設置可能であれば設置	11
ウ.どちらでもよい	7
エ.必要ない	11

「必要性を感じる」市町村と「必要性を感じない」市町村が約半々の結果になったが、各市町村の温度差が出る結果となった。

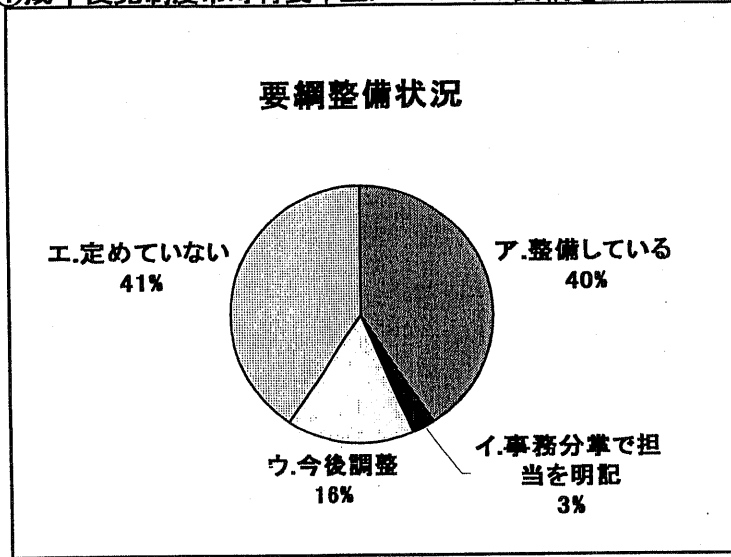
★センター設置が必要と考える理由について

- ・認知症高齢者増を感じる。また、知的障害者等が在宅となることが考えられる。その方々の支援が必要になる。
- ・今後権利擁護等が増えるだろうと思うが、財政面での困難さがある。
- ・基幹的社協まで遠いため、利用者にとってはセンターが近い方がいいと考える。
- ・年々高まりを見せている障がい者の権利意識を体系的に支援する機関は必要。
- ・権利擁護に関する相談は複雑かつ慎重を要すると思うので、やはり専門員を配置した方がよいと思う。
- ・地域に密着したサービスが可能になる。
- ・権利擁護事業への理解と相談が容易になる。
- ・社協の担当者のみでは、対応が不十分。
- ・権利擁護として相談があった場合、対応するために必要と思う。

4. 成年後見制度について

(1) 成年後見制度市町村長申立について

① 成年後見制度市町村長申立についての要綱を整備していますか

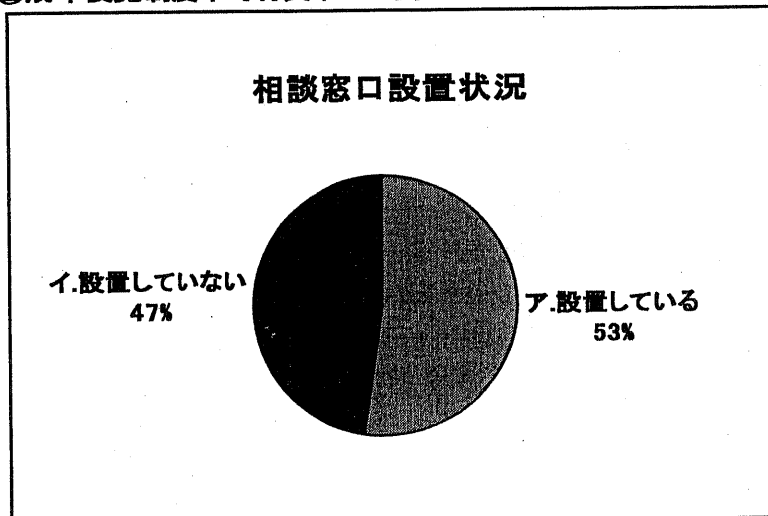


(箇所)

ア.整備している	15
イ.事務分掌で担当を明記	1
ウ.今後調整	6
エ.定めていない	15

市町村長申立の「要綱を整備している」のは15ヶ所(40%)。「要綱を整備していない」のは22ヶ所(60%)。「要綱を整備していない」22ヶ所のうち「事務分掌で担当を明記」しているのが1ヶ所、「今後調整予定」が6ヶ所となっている。

② 成年後見制度市町村長申立に関する相談窓口を設置していますか。



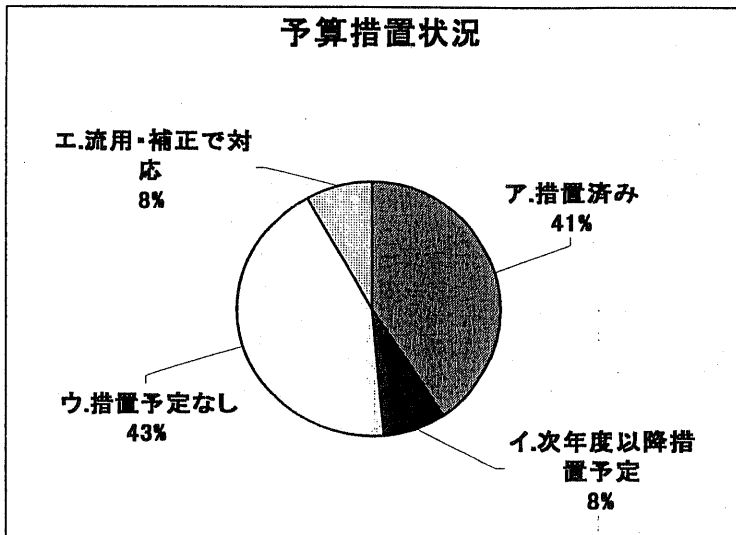
(箇所)

ア.設置している	20
イ.設置していない	18

★相談窓口の広報方法

- ・村広報誌の活用。
- ・パンフレット・ポスター等での掲示及び配布。
- ・市民向けリーフレットを作成し、各担当窓口に設置。
- ・問合せがあった場合に、相談窓口を説明。
- ・市民向けパンフレットを作成している。
- ・やっていない。今後やりたい。

③成年後見制度市町村長申立に関する予算措置をしていますか。



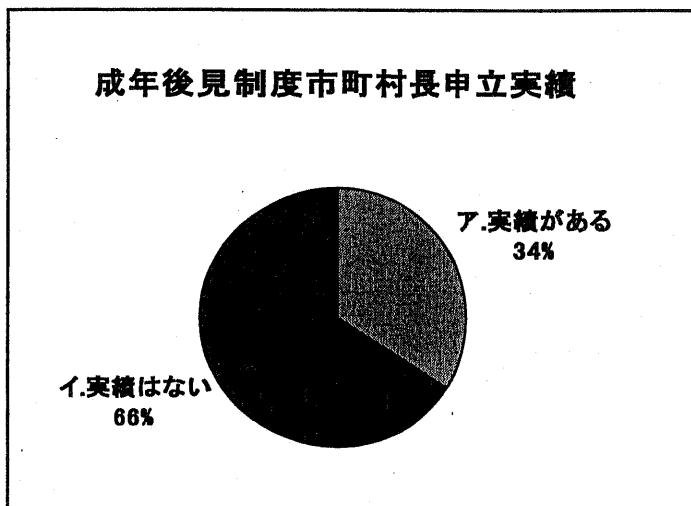
(箇所)

ア.措置済み	15
イ.次年度以降措置予定	3
ウ.措置予定なし	16
エ.流用・補正で対応	3

※予算措置状況については別紙参照

市町村長申立の「予算措置している」のは15ヶ所(41%)。「予算措置していない」のが22ヶ所(59%)。「予算措置していない」22ヶ所のうち、「流用・補正で対応」が3箇所、「次年度以降措置予定」が3ヶ所となっている。

④成年後見制度市町村長申立の実績がありますか。平成15年度からの実績でお答えください。



(箇所)

ア.実績がある	13
イ.実績はない	25

※申立実績状況については別紙参照

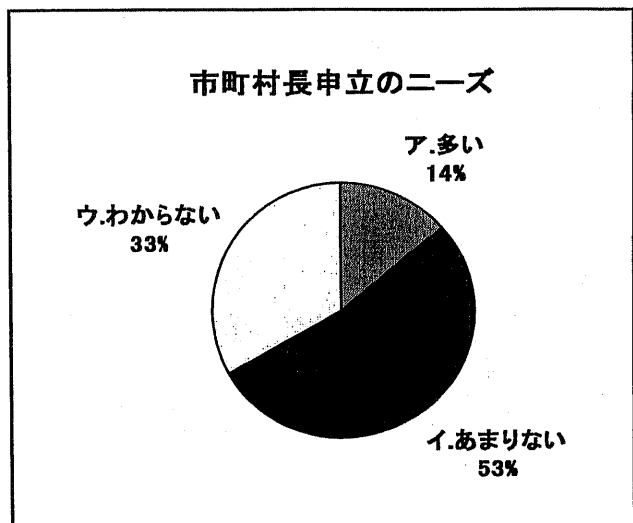
「実績がある」と応えた市町村は13ヶ所。それに対し「実績はない」と応えた市町村は25ヶ所ある。

★検討したが申立に至らなかったケースの理由等

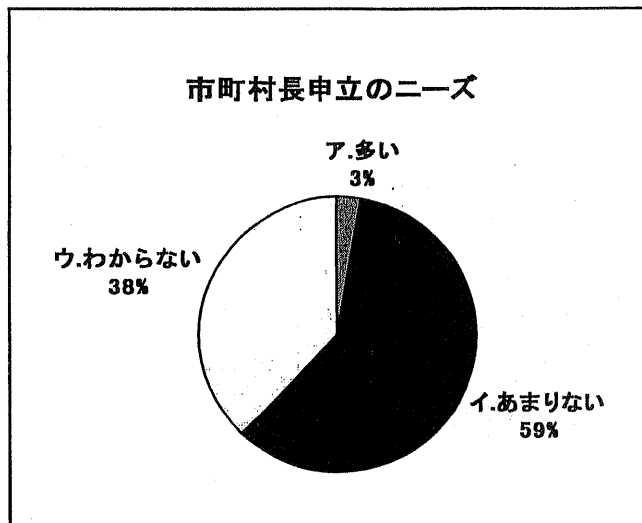
- ・申立費用も高く、また身元引受人にもなれないので。
- ・申立が取り下げになったケース 1件(裁判所が調査の結果、後見人となる親族がいたため)
- ・親族の協力が得られなかった。権利擁護事業で対応。4親等内親族の意思確認に時間を要している。
- ・本市で公用申請、戸籍取り寄せ支援を行い、親族に確認したところ親族申立による了解が得られたため、市長申立に至らなかった。

⑤成年後見制度市町村長申立のニーズはありますか

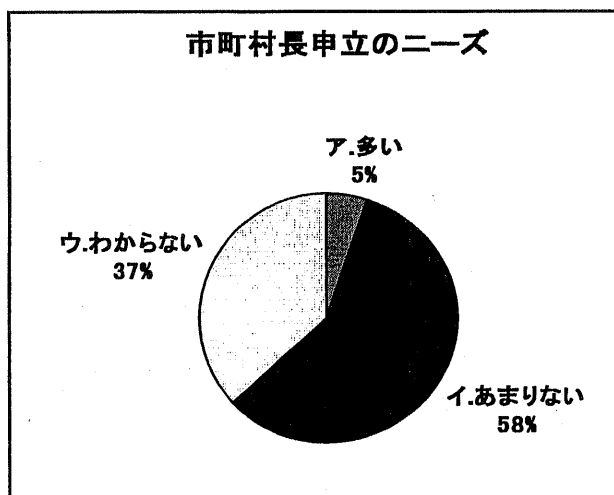
(認知症高齢者)



(知的障害者)



(精神障害者)



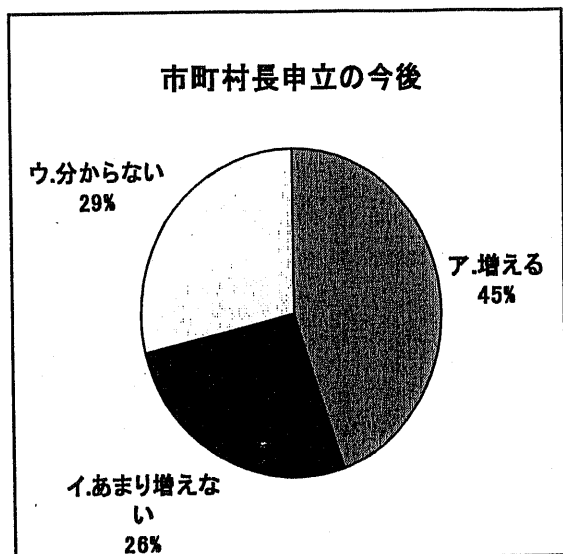
(箇所)

	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者
ア.多い	5	1	2
イ.あまりない	19	22	22
ウ.わからない	12	14	14

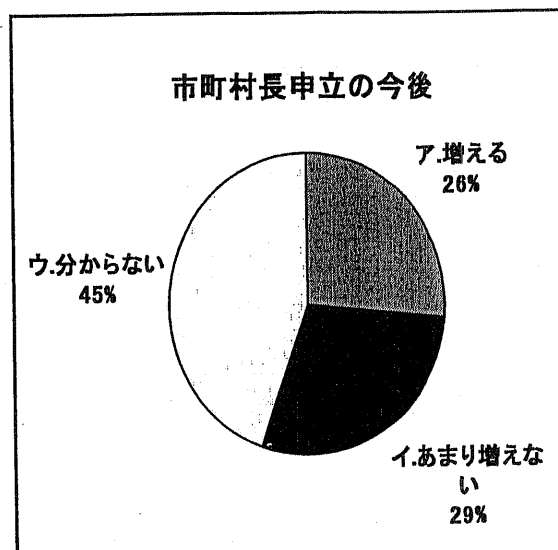
市町村長申立について、認知症高齢者対象のニーズが「多い」と回答したのは5ヶ所（14%）となっており、知的障害者（3%）、精神障害者（5%）と比べ高くなっている。しかし、全体的にみると「多い」と回答したのは7%にとどまっており、全体的にニーズは「あまりない（57%）」結果となっている。また、全体の36%が「わからない」となっている。

⑥成年後見制度市町村長申立のニーズは今後増えると思いますか

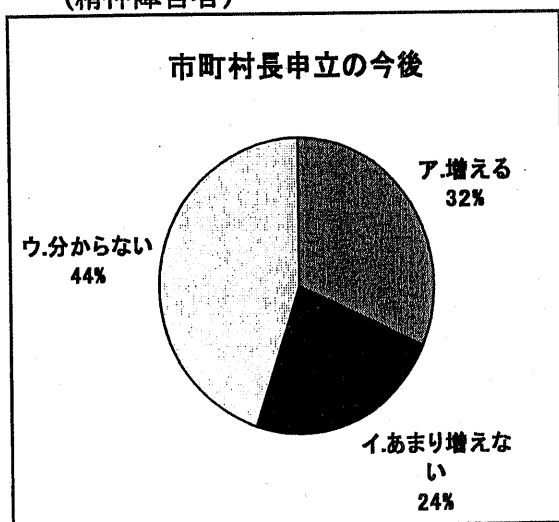
(認知症高齢者)



(知的障害者)



(精神障害者)



(箇所)

	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者
ア.増える	17	10	12
イ.あまり増えない	10	11	9
ウ.分からない	11	17	17

今後のニーズについて、認知症高齢者対象のニーズが「増える」と回答したのは17ヶ所（45%）で、現在のニーズと同様に、知的障害者（26%）、精神障害者（32%）と比べ高くなっている。全体的には「増える」と回答したのは34%であり、「あまり増えない」（26%）を上回る結果となっており、今後ニーズが増えることが予想される。また、全体の40%が「分からない」となっている。

★認知症高齢者のニーズが「増える」と回答した理由

- ・親族間の希薄さが目だってきていると思う
- ・高齢者人口の増加と社会的入院患者が高齢化し、介護サービスの必要性が出てくることから増加すると思われる
- ・独居高齢者の増加と低所得により家族が親の年金を使い込むケース、また家族支援が得られない高齢者が増えているように感じる

- ・高齢者人口の増加に伴い認知症高齢者も増えることが予想されているため。また、本人に代わる親族代理人が不在というケースが今後表面化することも予測される。
- ・独居及び身寄りのない高齢者（施設入所）などが増加傾向にあるため
- ・独居世帯の増加、経済的虐待の把握により増えると考ええる。
- ・世帯の核家族化による関わりの薄れ。認知症高齢者の増加。関係機関や市民への制度の浸透
- ・成年後見制度の周知。身寄りのいない高齢者の増加。
- ・介護保険法の改正に伴って増加する。
- ・成年後見制度についての問合せや相談が数件ある。
- ・独居の高齢者が増えているため、増える可能性が考えられる。
- ・島外からの移住者が増えている。

★知的障害者のニーズが「増える」と回答した理由

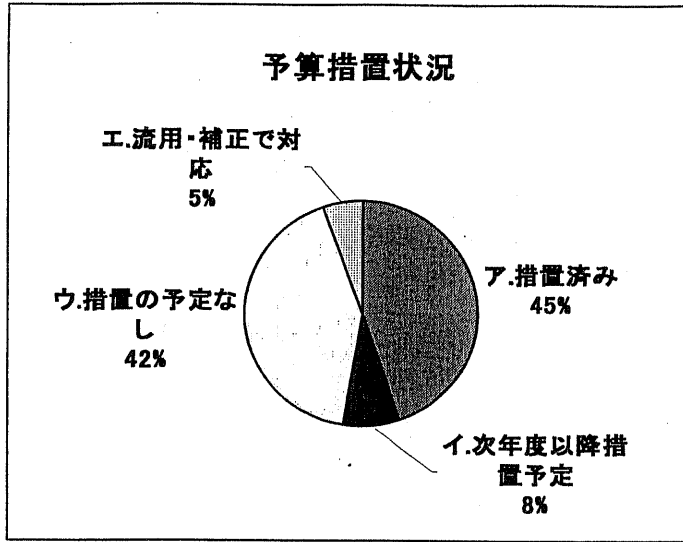
- ・親族間の関係の希薄さが目立ってきていると思う。
- ・障害者自立支援法の施行により、知的障害者がサービス利用をするための契約が必要なため増加すると思われる。
- ・本人に代わり契約等の法律行為を行える代理人がいないというケースが今後表面化するのは？また、脱施設化の傾向は今後も続くと思われため。
- ・自立支援法施行により、相談事業を新たに行うため、市町村長申立のニーズは増えると思う。
- ・施設入所の保護者の高齢化。
- ・現在、施設入所者の契約は保護者等が行っていた現状があるが、今後、対象者が一人になった時に、増えてくると思われる。
- ・現在、知的障害者については特に相談がないが、介護者及び親族が高齢化した場合は、増えることも予想される。
- ・障害者自立支援法の制定に伴って増加する。
- ・福祉サービス等の見直しにより、利用の調整等、複雑になっており、障害者本人が行うことが難しく、今後増えることが考えられる。知的・精神に関しては家族等が拒否するケースも少なくない。

★精神障害者のニーズが「増える」と回答した理由

- ・親族間の関係の希薄さが目立ってきていると思う。
- ・障害者自立支援法の施行により、精神障害者がサービスを利用するための契約等で増加すると思われる。
- ・長期入院で家族と何十年も連絡をとっておらず、病院が管理しているケース等が多い。
- ・長期入院患者の高齢化や退院促進事業に伴い、医療機関から地域へ移って生活する方々が今後増えるため。
- ・自立支援法施行により、相談事業を新たに行うため、市町村長申立のニーズは増えると思う。
- ・長期入院者の退院促進。保護者の高齢化。
- ・2親等までの調査に変わり、事務作業の迅速化が図れる。
- ・自分でお金の管理をできる人が少ない。
- ・福祉サービス等の見直しにより、利用の調整等、複雑になっており、障害者本人が行うことが難しく、今後増えることが考えられる。知的・精神に関しては家族等が拒否するケースも少なくない。

(2) 成年後見制度利用支援事業（申立経費・後見人報酬の助成）について

①成年後見制度利用支援事業を予算措置していますか。



(箇所)

ア.措置済み	17
イ.次年度以降措置予定	3
ウ.措置の予定なし	16
エ.流用・補正で対応	2

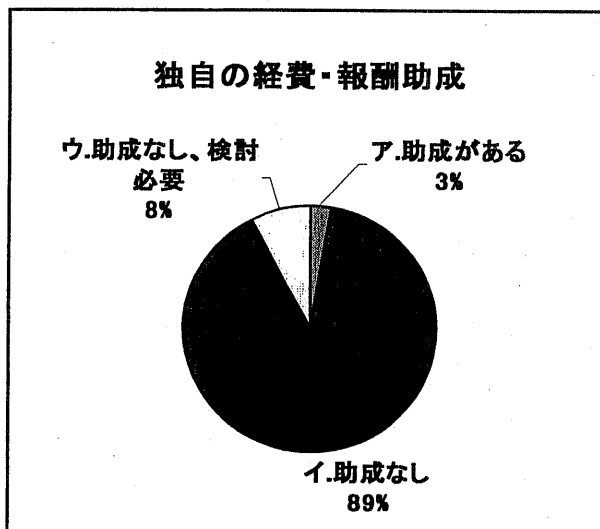
※予算措置状況については別紙参照

利用支援事業の「予算措置している」のは17ヶ所（45%）。「予算措置していない」のが21ヶ所（55%）。「予算措置していない」21ヶ所のうち、「流用・補正で対応」が2ヶ所（5%）、「次年度以降措置予定」が3ヶ所（8%）となっている。

②成年後見制度利用支援事業の実績について、平成15から平成17年度まで対象区分別で人数及び金額をご記入ください。

(別紙参照)

③成年後見制度利用支援事業以外での、当該市町村独自の成年後見制度申立経費・後見人の報酬等の助成がありますか

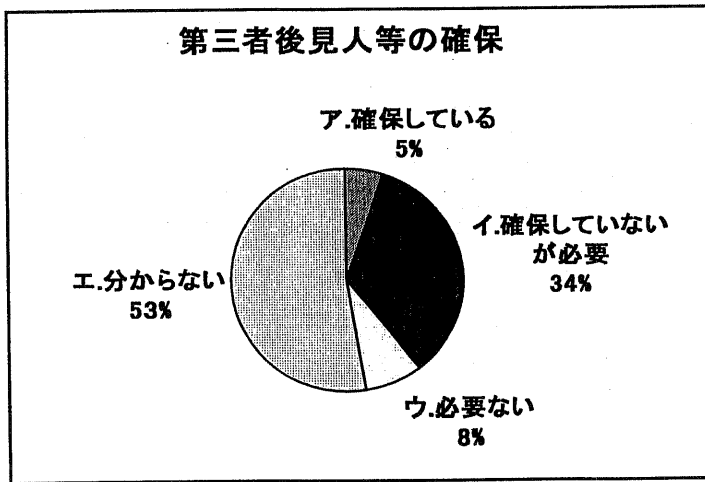


(箇所)

ア.助成がある	1
イ.助成なし	34
ウ.助成なし、検討必要	3

独自の「助成がある」のは1ヶ所（3%）。「助成なし」が37ヶ所（97%）と独自の助成はほとんど行っていない。

(3) 市町村における第三者後見人等候補者の確保について



(箇所)

ア.確保している	2
イ.確保していないが必要	13
ウ.必要ない	3
エ.分からない	20

第三者後見人を「確保している」が2ヶ所（5%）。「確保していない」が36ヶ所（95%）となっている。「確保していない」の回答のうち、「確保していないが必要」13ヶ所（34%）、「必要ない」3ヶ所（8%）、「分からない」が20ヶ所（53%）となっており、第三者後見人候補者又は第三者後見人候補者を抱える機関が少ない状況が伺える結果となった。

★確保の方法について

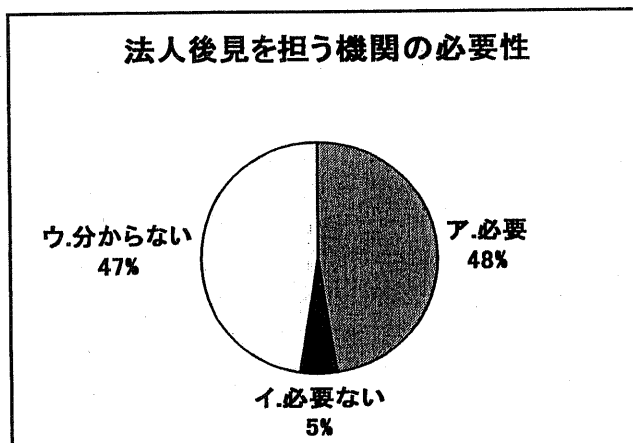
- ・成年後見パートナー（社会福祉士会）。
- ・後見人については、裁判所に選定調査をお願いしている。
- ・沖縄県社会福祉士会と連携。しかし、県福祉士会でも後見人不足が起きているため、今後さらに支援団体を増やしていくことを検討中。

★今後の予定など

- ・今後身寄りのない独居老人が増えて、相談に対応することで必要だと思う。
- ・社会福祉士・司法書士・弁護士の資格を有するものが少なく、申立ができない状態にある。

(4) 法人後見について

①法人後見を担う機関の必要性を感じますか

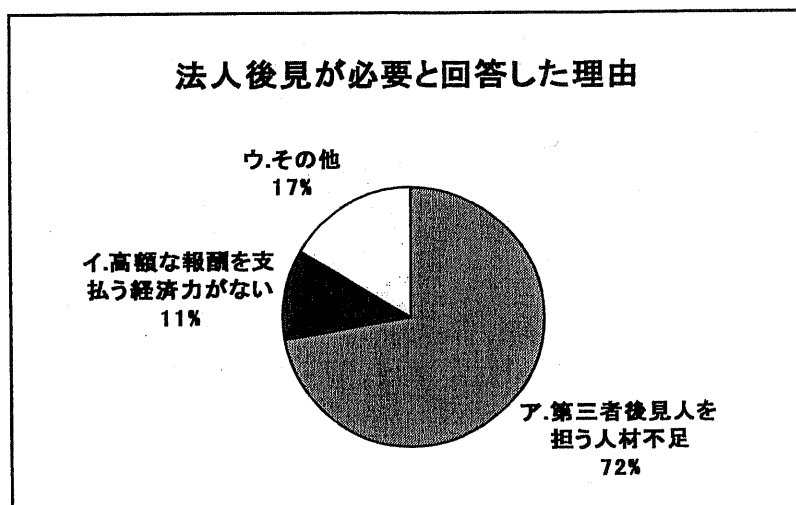


(箇所)

ア.必要	18
イ.必要ない	2
ウ.分からない	18

法人後見について、「必要である」が18ヶ所（48%）あり、「必要ない」が2ヶ所（5%）、「分からない」が18ヶ所（47%）となっている。

②①の設問で「ア. 必要である」と回答した場合にお答えください。その理由を教えてください。



(箇所)

ア. 第三者後見人を担う人材不足	13
イ. 高額な報酬を支払う経済力がない	2
ウ. その他	3

法人後見の必要な理由について、「第三者後見人を担う人材不足」が13ヶ所（72%）、「経済力がない」が2ヶ所（11%）となっている。第三者後見人候補者の人材不足のため制度を利用できないケースがあることが予想される。

★法人後見を担う機関の必要性について

- ・後見人に事故が生じた場合、個人後見よりも法人後見のほうが支援が途切れることなく対応できるため。
- ・法人後見の周知。協力法人のリスト作成が必要と感じる。
- ・個人とは異なり、組織的な対応ができる。
- ・経験やノウハウの蓄積ができる。
- ・個人で後見人となるのは責任が重すぎるが、組織として受けることができれば第三者が補助できる部分はかなりあると思われる。反面、責任がうやむやになる可能性もあり、きちんとした責任所在の体制は必要である。

平成 19 年度

社協における権利擁護システムに関する調査研究事業「中間報告書」

発行日 平成 19 年 9 月

発行所 社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会

沖縄県福祉サービス利用支援センター

社協における権利擁護システムに関する調査研究委員会

〒903-8603

沖縄県那覇市首里石嶺町 4-373-1

沖縄県総合福祉センター内

電話 098-887-2028 F A X 098-887-2068